

平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

私たちみんなの力で 笑顔のあふれる社会に

なくそう部落差別につながるおそれのある調査



大阪府
広報担当副知事
「もずやん」

結婚差別や就職差別につながる
個人調査や土地調査の依頼はしない!!

依頼があっても調査、報告しない!!



10月は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」啓発推進月間です。

大阪府では部落差別につながるおそれのある個人や土地についての調査や報告等の行為を条例で規制しています。府民、事業者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。



条例啓発
シンボルマーク

本人以外に住民票等を交付したときに知らせてくれる本人通知制度を知っていますか。詳しくは市町村にお問い合わせください。

【啓発に協力いただいている団体】

大阪府教育委員会、大阪府市長会、大阪府町村長会、厚生労働省大阪労働局、経済産業省近畿経済産業局、国土交通省近畿地方整備局、一般社団法人大阪アドバタイジングエージェンシーズ協会、大阪企業人権協議会、一般社団法人大阪空気調和衛生工業協会、一般社団法人大阪建設業協会、大阪司法書士会、一般社団法人大阪賃貸住宅経営協会、一般社団法人大阪電業協会、大阪同和・人権問題企業連絡会、大阪土地家屋調査士会、一般社団法人大阪土地協会、大阪府行政書士会、一般社団法人大阪府建団連、大阪府社会保険労務士会、一般財団法人大阪府人権協会、一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会、一般財団法人大阪府宅地建物取引士センター、一般財団法人大阪府地域福祉推進財団、一般社団法人大阪府調査業協会、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会、大阪不動産マーケティング協議会、一般社団法人関西住宅産業協会、関西鉄道協会、JAグループ大阪人権啓発推進連絡会、特定非営利活動法人児童虐待防止協会、一般社団法人全国住宅産業協会関西支部、公益社団法人全日本不動産協会大阪府本部、西日本旅客鉄道株式会社、日本海事代理士会近畿支部、一般社団法人日本広告業協会、日本弁理士会近畿支部、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会、一般社団法人不動産協会関西支部

大阪府調査規制条例

